

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第3号 宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則
.....（人事課）…2

告 示

- 告示第36号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
.....（介護保険課）…2
○告示第37号 市営住宅に係る利便性係数（住宅課）…2

訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規
程（人事課）…3

公 告

- 公告第7号 宇治市農業委員会の農業委員の推薦及び応募に係る
中間公表（農林茶業課）…4

農 業 委 員 会

- 公告第3号 宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦
及び応募に係る中間公表 5

公 営 企 業

- 公告第8号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更
..... 6
○公告第9号 宇治都市計画下水道の変更案の縦覧 6

正 誤

- 2006年（平成18年）4月28日付け宇治市公報第1622
号 6

規 則

宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第3号

宇治市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 宇治市職員住居手当支給規則（昭和46年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2, 100円」を「1, 100円」に改める。

第2条 宇治市職員住居手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（住居手当を支給しない職員）」を付し、同条を次のように改める。

第2条 次の各号に掲げる住宅に居住している職員には、条例第9条の3第1項に規定する住居手当を支給しない。

- (1) 配偶者（条例第8条第2項第1号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（同項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅
- (2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅
- (3) 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
- (4) 前号に掲げる住宅に準ずると市長が認める住宅の全部又は一部を借り受けた場合における当該借り受けた住宅

第2条の2を削る。

第3条を次のように改める。

（1の住宅につき2人以上の者が住居手当の支給の対象者とな

る場合の支給方法）

第3条 1の住宅につき2人以上の者が条例第9条の3第1項に規定する住居手当の支給の対象者となるときは、そのうちの1人に対して当該住居手当を支給する。

第5条を削り、第5条の2中「第9条の3第3項」を「第9条の3第2項」に、「第4条」を「前条」に、「その額」を「当該額」に、「を生じたときは、これ」を「がある場合は、その端数」に改め、同条を第5条とする。

第6条前段中「から第3項まで」を「又は第2項」に、「住居手当支給認定申請書（別記様式第1号及び別記様式第2号）」を「住居届（別記様式）」に改める。

第7条第1項中「から第3項まで」を「又は第2項」に改める。

第9条第1項本文中「から第3項まで」を「又は第2項」に、「それら」を「これら」に改める。

第10条中「から第3項まで」を「又は第2項」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第1号中「住居手当支給認定申請書」を「住居届」に、「あて」を「宛て」に、「基づき、住居」を「より、居住」に、「係る住居手当は、月額」を「規定する住居手当として月額」に、「記入上の注意」を「（注）」に、「一つ」を「1つ」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の宇治市職員住居手当支給規則の規定により届出がされているこの規則の施行の日以後における住居手当の支給に係る住居手当支給認定申請書は、改正後の宇治市職員住居手当支給規則の規定により届出がされたものとみなす。

告 示

宇治市告示第36号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業所から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 00133	介護支援センター メディ・ケアー	有限会社 メディ・ケア ー	令和2年 3月31日	居宅介護支援
	宇治市開町50番地の2			

宇治市告示第37号

市営住宅に係る利便性係数について

宇治市市営住宅条例（平成9年宇治市条例第24号）第12条第2項の規定により数値を定めたので、宇治市市営住宅条例施行規則（平成10年宇治市規則第8号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

名 称	住戸番号	数 値
大久保 旦棕市 営住宅	101号、102号、103号、104号、 105号、106号、107号、108号、 201号、202号、203号、204号、 205号、206号、207号、208号、 301号、302号、303号、304号、 305号、306号、307号、308号、 402号、403号、404号、405号、 406号、407号	0.87 78

令和2年4月分の家賃から適用します。

訓令甲

宇治市訓令甲第1号

宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

宇治市職員住居手当支給規程の一部を改正する規程

宇治市職員住居手当支給規程（昭和46年宇治市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第3条各号列記以外の部分中「、次の」を「、次の各号に掲げる」に改め、同条第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「市長がこれに準じると」を「前号に掲げる住宅に準ずると市長が」に、「規則第3条第1号に規定する」を「所有権の移転を一定期間留保する」に改め、「（以下「譲渡担保のための移転」という。）」を削り、同号を同条第2号とする。

第3条の2を削る。

第4条各号列記以外の部分中「、次の」を「、次の各号に掲げる」に改め、同条第1号中「写等」を「写し等」に改め、「及び住宅の譲渡等の契約書並びに建物登記簿の謄本等居住している住宅が条例第9条の3第2項に規定する住宅に該当するものであることを証明することのできる書類」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

宇治市公告第7号

宇治市農業委員会の推薦及び応募に係る中間公表について
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第9条第2項の規定により、推薦を受けた者及び募集に応募した者を公表します。
令和2年3月3日

宇治市農業委員会の委員(農業委員)の推薦及び応募の状況(中間報告)

＜総括＞		区分	人数	うち認定農業者等の数
1	推薦を受けた者(個人推薦又は法人・団体推薦)		4	4
2	応募した者(自薦)		0	0
合計			4	4

＜推薦及び応募の状況＞

推薦による応募(個人推薦又は法人・団体推薦)

推薦を受けた者										推薦をした者				農地利用最適化推進委員への推薦の状況	推薦の理由
提出番号	氏名	性別	年齢	職業	経歴	農業経営の状況	認定農業者等の区分	氏名又は名称	個人			法人・団体			
									性別	年齢	職業等	代表者又は代理人の氏名	目的		
1	多羅尾 英樹	男	63	農業	就農(S61.1.15～) 宇治市稲作組合組合長 (H18.4.1～H21.3.31)	専業 耕作面積 自作地：32,137㎡ 借地：0㎡ 主な作付品目： 水稲、露地野菜	認定農業者	三軒家農家組合	-	-	-	組合長 荒川 晋代一	地区の農業振興 農家組合の相互援助や共同の利益を増進する。	①33人 ②地区の農家組合員 ③地区単位で農業者が組織する任意団体	現在認定農業者として、農地の利用集積及び集約化について自ら規模拡大を実践し、地城農業や農家情報に精通しており、担い手への農地集積や耕作放棄地の未然防止・解消等、農業委員会事務局に貢献できると考える。さらに、元宇治市稲作組合長として、温厚な性格と強い責任感でリーダーとして活躍し、地城農業の振興と活性化に寄与している。周囲からも厚い信頼が寄せられていることから、この度、多羅尾英樹氏を農業委員に推薦する。
2	小島 佳嗣	男	69	農業	就農(S45.4.1～) 宇治市農業委員会委員 (H13.7.20～現在) 宇治市農業委員会委員 (H26.7.20～現在)	専業 耕作面積 自作地：1,924㎡ 借地：11,948㎡ 主な作付品目：茶	認定農業者	白川地区農家組合	-	-	-	組合長 占川 彰	地区(集落)の農業振興 農家組合員の相互援助や共同の利益を増進する。	①25人 ②地区(集落)の農家組合員 ③地区(集落)単位で農業者が組織する任意団体	本人は京都府立茶業研究所の茶業技術練習生として学んだ茶業の知識を活かし、現在茶の栽培を行っている。現在認定農業者として、農地の利用集積及び集約化について自ら規模拡大を実践し、精力的に活動している。また、地城農業や農家情報に精通しており、担い手への農地集積や耕作放棄地の未然防止・解消等、農業委員会事務局に貢献出来ると考える。更に、宇治市消防団長として温厚な性格と強い責任感でリーダーとして活躍し、地域住民の安心と安全に寄与してきた。周囲からも厚い信頼が寄せられていることから、この度、小島佳嗣氏を農業委員に推薦する。
3	辻 四一郎	男	65	農業	就農(S56.4.1～) 宇治市農業委員会委員 (H13.7.20～現在) 宇治市茶生産組合組合長 (H24.1.1～現在)	専業 耕作面積 自作地：17,782㎡ 借地：0㎡ 主な作付品目：茶、水稲	認定農業者	小倉地区農家組合	-	-	-	組合長 真治 池本	地区(集落)の農業振興 農家組合員の相互援助や共同の利益を増進する。	①97人 ②地区の農家組合員 ③地区単位で農業者が組織する任意団体	宇治市農業生産組合員として、温厚な性格と強い責任感で活躍し、地城農業の振興と活性化に寄与している。周囲からも厚い信頼が寄せられていることから、この度、辻四一郎氏を農業委員に推薦する。
4	吉田 利一	男	72	農業兼社会役員	就農(S46.4.1～) 宇治市農業委員会会長 (H17.7.20～現在) 全国茶生産団体連合会会長 (H26.8.1～現在)	兼業 耕作面積 自作地：25,897㎡ 借地：0㎡ 主な作付品目：茶、水稲	認定農業者	小倉地区農家組合	-	-	-	組合長 真治 池本	地区(集落)の農業振興 農家組合員の相互援助や共同の利益を増進する。	①97人 ②地区(集落)の農家組合員 ③地区(集落)単位で農業者が組織する任意団体	宇治市農業生産組合員として、温厚な性格と強い責任感で活躍し、地城農業の振興と活性化に寄与している。周囲からも厚い信頼が寄せられていることから、この度、吉田利一氏を農業委員に推薦する。

(掲示済)

公 告

宇治市長 山本 正

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第2項の規定により、推薦を受けた者及び応募した者を公表します。
令和2年3月3日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況（中間公表）

区分		人数
1	推薦を受けた者（個人推薦又は団体・法人推薦）	1
2	応募した者（自薦）	1
合計		2

【推薦・応募の状況】

推薦による応募（個人推薦又は団体・法人推薦）										推薦を受けた者				推薦をした者				推薦する区域	推薦の理由
提出番号	氏名	性別	年齢	職業	経歴	農業経営の状況	氏名又は名称	個人		団体・法人			農業委員への推薦の状況						
								性別	年齢	職業等	代表者又は代理人の氏名	目的		①構成員の人数 ②構成員の資格 ③団体又は法人の性格を明らかにする事項					
1	江口 淳司	男	59	農業	平成3年4月1日～ 就農 平成18年4月1日～ 平成24年3月31日 宇治市花卉生産組合 副組合長 平成24年4月1日～ 平成26年3月31日 宇治市稲作組合副組合長	経営形態 専業 耕作面積 自作地 19,846㎡ 借地 6,927㎡ 主な作付品目 水稲、花苺 水菜（ハウス）		-	-	三軒家農家組合	三軒家農家組合組合長 荒川 喜代一	地区の農業振興、 農家組合員の相互 援助や共同の利益 を増進する	①33人 ②地区の農家組合員 ③地区単位で農業 者が組織する任意 団体	無	(2) 横島	平素は認定農業者として、農地の利用集積、集約化について自ら親率拡大を実践し、精力的に活動している。 また、地域の状況も把握しており、周囲からも厚い信頼が寄せられていることから、この度、江口淳司氏を農地利用最適化推進委員に推薦する。			

2 自ら応募

提出番号	氏名	性別	年齢	職業	経歴	農業経営の状況	農業委員への応募状況	応募する区域	応募する理由
1	水谷 修	男	63	農業兼京都府議会議員	昭和58年4月30日～平成31年3月28日 宇治市議会議員 昭和62年4月1日～平成2年3月31日、平成3年4月1日～平成4年3月31日、平成11年4月1日～平成17年3月31日、平成19年4月1日～平成21年3月31日、平成23年4月1日～ 城南荘連合町内会長 平成11年7月20日～平成29年7月19日 宇治市農業委員 平成29年7月20日～ 宇治市農地利用最適化推進委員 平成26年2月19日～ NPO法人オーガニック土の塾 副理事長 平成31年4月30日～ 京都府議会議員	経営形態 兼業 耕作面積 借地 6,501㎡ 主な作付品目 米、大豆、筍、唐辛子、野菜	無	(3) 小倉、伊勢田	農地と農業と農家を守り、宇治市の農業に適した農地利用の適正化をすすめ、耕作放棄地の発生防止・解消をはかるため努力したい。 ※経営形態は、法人として、農地法第3条第3項による借地を行い、販売及び塾として経営している。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第 4 6 2 号	株式会社サンリフレホールディングス	株式会社交換できるくん

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治都市計画下水道の変更案の縦覧について
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和2年3月23日

宇治市長 山本 正

- 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画下水道（西宇治都市下水路）
- 都市計画を定める土地の区域
宇治市伊勢田町浮面、名木二丁目、名木一丁目、蔭田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、毛語、中山及び南山、広野町新成田、成田、岩ヶ鼻、風呂垣外、西裏、東裏、一里山及び桐生谷、神明宮北、宮東及び宮西、關町並びに羽拍子町地内
- 都市計画の変更案の縦覧場所
宇治市上下水道部雨水対策課
- 都市計画の変更案の縦覧期間
令和2年3月23日から同年4月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

正 誤

2006年（平成18年）4月28日付け宇治市公報第1622号中

ページ	行	誤	正
30	下から 5行目	ベンチャー企業育成 工業	ベンチャー企業育成 工場